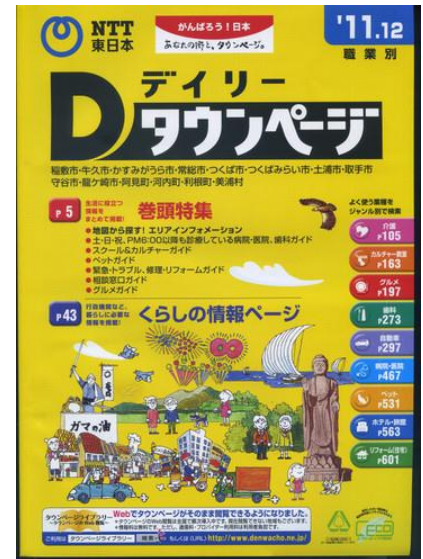


# NTTタウンページ事件 東京地裁120317

タウンページデータベースの職業分類体系は、検索の利便性の観点から、個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることによって、全職業を網羅するように構成されたものであり、原告独自の工夫が施されたものであって、これに類するものが存するとは認められないから、そのような職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類したタウンページデータベースは、全体として、体系的な構成によって創作性を有するデータベースの著作物であるといえることができる。



タウンページの職業分類は、検索の利便性の観点から、個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることによって、全職業を網羅するように編集されたものであり、原告独自の工夫が施されたものであって、これに類するものが存するとは認められないから、そのような職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類したタウンページは、素材の配列によって創作性を有する編集著作物であるといえることができる。

利用者の検索の**利便性**の観点から、

- ①事業所等の電話番号情報のうち、利用者からの問合せや注文に応じる部署以外のものを掲載しない
- ②正式名称とは別に著名な通称がある場合には通称での掲載も認める
- ③契約者名ではなく、屋号で掲載する
- ④業種を示す冠称名が付されている掲載名（「電気の・・・」、「すしの・・・」など）、広告的要素の強い掲載名（「安くてうまい・・・」、「早くて安全・・・」など）、五〇音順の掲載順序を意識した掲載名（「アアア・・・」など）を掲載しない
- ⑤氏名と屋号又は屋号と屋号を併記した掲載名は、併記した名でないと検索できないため、このような名では掲載しないようにし、氏名と屋号、屋号と屋号を別々に掲載する
- ⑥同一社名や店名が連続して羅列されることを避けるために、例えば、百貨店であれば、初めに百貨店名を表示し、その後に売り場ごとにまとめて電話番号を掲載する
- ⑦資格を要する職業については無資格者の掲載を排除する

これらのものは、電話番号情報に関する職業別のデータベースとして利用者に提供する以上、**当然にすべき配慮**であると考えられるから、特に創作的なものとは認められない。したがって、右のような配慮をもって、情報の選択又は体系的な構成について創作性が存するとは認められない。